

# EMS 用機器等導入助成金交付要綱

社団法人 佐賀県トラック協会

## (事業趣旨)

第1条 (社)佐賀県トラック協会(以下「佐ト協」という。)は、エコドライブを計画的かつ継続的に実施し、その運行状況について客観的評価や指導を一体的に行うエコドライブ管理システム(以下「EMS」という。)及び事故や急加速・急減速などの一定の衝撃が生じた際に、その前後の映像や走行データを記録するシステム(以下「ドライブレコーダー」という。)の普及を図るため、EMS・ドライブレコーダー機器(以下「機器」という。)に対して助成金を交付する。

## (対象機器)

第2条 助成の対象となる機器は、以下基準に該当するものとする。

(1) EMS用車載器

エコドライブの実践に効果のあるEMS用車載器で別紙1に示すものとする。

(2) ドライブレコーダー車載器

映像や走行データを記録するドライブレコーダー車載器で別紙2に示すものとする。

## (助成金の交付額)

第3条 助成金の交付額は、佐ト協会員事業者(以下「事業者」という。)が当該年度に新たに装着する第2条の機器に対して、1台あたり15,000円を交付する。

ただし、国等の補助金及び助成金の合計が機器等の価格を超えない範囲で実施する。

また、1事業者あたり20台を限度とする。

但し、予算の執行状況を勘案して増減することが出来るものとする。

なお、対象期間内に予算額に達した場合は、助成を終了することができる。

2 当該機器が前条(1)及び(2)のいずれの基準にも該当する場合であっても、交付額は機器1台分とする。ただし、道路運送車両の保安基準第48条の2に適合する運行記録計である場合はこの限りではない。

3 前項の価格には消費税を含めない。

## (助成金の交付申請)

第4条 事業者は、機器の装着が完了したときは、原則として当該年度の2月末日までに、様式1「EMS用機器等導入助成事業実績報告書」(助成金交付請求書)により、佐ト協に申請するものとする。

## (助成金の交付)

第5条 佐ト協は、前条の助成金交付請求書の提出があったときは、速やかにその報告書を審査し、条件に適合すると認めるときは、事業者に対して助成金を交付する。

## (交付決定の取消しと助成金の返還)

第6条 事業者は、関係法令等に従い、善良な管理者の注意をもって、導入した機器を管理しなければならない。

- 2 事業者又は交付の対象となった機器が、次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、佐ト協は当該車両に係る助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
  - (1) 助成金の交付の決定の内容もしくはこれに付した条件、その他法令もしくはこれに基づく処分に違反したとき。
  - (2) 差し押さえ又は競売等により当該機器が使用できなくなったとき。
  - (3) 事業者が当該年度中に佐ト協を退会したとき。
- 3 前項の場合において、当該取消し等に係る助成金が、既に事業者へ交付されているときは、佐ト協は、事業者に対し期限を定めてその返還を求めることができる。

#### (機器の処分制限)

- 第7条 事業者は、交付対象となった機器が装着の日から起算して1年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保（以下「処分」という。）に供してはならない。但し、あらかじめ佐ト協の承認を得た場合はこの限りではない。
- 2 前項による処分が行われたときは、佐ト協へ報告しなければならない。

#### (その他必要な事項)

- 第8条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は佐ト協が別にこれを定める。

#### (附則)

事業者は、佐賀県運輸事業振興助成交付金交付要綱第5条の規定に従い、本助成金に関する書類を、5年間責任を持って保存すること。

本要綱は、当該年度の4月1日に遡って適用する。

## EMS 用車載器の基準（第 2 条関係）

### ○ 対象機器の基準

次に掲げる基準に適合する機器

- (1) 十分な耐久性があること。
- (2) 品質が保証され、保証期間が定められていること。
- (3) 機械的作動が円滑であること。
- (4) 時計が取付けられており、時間情報を取得できること。
- (5) 瞬間速度及び走行距離についての情報を取得できること。
- (6) 適切なタイミングで警告音等により運転者のエコドライブを支援することができること。
- (7) 以下の情報について、車載器を介して、運行診断結果を出力できること。  
車載器から出力できない場合には、事業所用機器を介して出力できること。
  - ・ 一運行中の中での急加速・急発進に関する情報
  - ・ 一運行中の中でのアイドリングの継続に関する情報
  - ・ 一運行中の中でのあらかじめ設定した経済速度を超えた走行に関する情報

## ドライブレコーダー車載器の基準（第2条関係）

### ○ 対象機器の基準

次に掲げる基準に適合する機器

- (1) 十分な耐久性があること。
- (2) 品質が保証され、保証期間が定められていること。
- (3) 機械的作動が円滑であること。
- (4) 時計が取付けられており、時間情報を取得できること。
- (5) トラック用に開発されていること。
- (6) 事故や急加速・急減速などの一定の衝撃が生じた際に、トリガ前後の映像や瞬間速度、加速度等の走行に関するデータを記録できること。
- (7) 解析ソフトなどを介して、記録媒体に記録されたデータから事故及び危険挙動運転等の原因を分析できること。